

昭和五二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替 東京0-58431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

本誌十周年記念「全国学習会」にご参加を……………2

特集 地域労働運動の継承・発展へ……………

総評中央方針に強い批判……………3

——全国地県評の方針、大会の特徴点——……………

「店じまい」に一定の歯止め……………4

——兵庫県評第三五回大会の報告——……………

労戦統一と全国地県評の方針(一)

はじめに……………7

一 総評の労戦統一方針……………7

二 ナショナルセンターの労戦統一方針……………8

全民労協……………8 同盟……………9 中 連……………10

三 全国地県評の方針……………11

旬刊 社会通信

NO. 350

一九八七年二月一日

一九八七年一月一日発行

(毎月一日・二日・三日発行)

■巻頭言

社会通信創刊十周年「全国学習会」へご参加を

社会通信は本号で創刊一〇周年を迎えた。社会党の代議員権問題から一〇年。今、総評は「一九九〇年解散」を決め、社会党は基本政策、組織改悪で大きく変質しようとしている。一〇年という歳月の重さの体験である。

このようなとき、岩井さんをはじめ同志、友人が「社会通信一〇周年の集い」を開催してくれることになった。編集子にとって望外の喜びである。よびかけ文はこう記して下さっている。

「一、今、わたくしたちは激動の時代に生きている、と言っても過言ではありません。「戦後政治の総決算」路線を掲げて登場した中曽根は、退陣間近かの八七年九月、「昨年夏に提唱した八六年体制論は誤りないとし、左にウイングを伸ばすこの論は時代状況にマッチしたものだ」と強調し、その上で後継者が「戦後政治の総決算路線を継承発展させる」ことを求めました（八七年九月一二日の自民党研修会での講演）。

二、このような政治状況下にあつて、日本社会党と総評はいま、重大な岐路に立っています。党は「新宣言」に続いて基本路線（安保・自衛隊、対「韓」国政策、エネルギー問題などの見直し）と党機構・組織改変の作業などがおこないつつあります。かりにこれを容認するとすれば社会主義政党・革新政党からの変質を意味することは明らかであります。

一方、総評はいま、労働戦線の「全的統一」を九〇年に達成し、同時に総評自体の解散をも決定し、すでに総評と地県評の解体にむけた具体的作業が進めています。

このような党と総評の変質と解体を許すならば、勤労国民大衆の生活と権利が破壊されるばかりか、平和と民主主義の一層の空洞化が進むことは火を見るより明らかではないでしょうか。

三、こうした厳しい状況下のもとで、一九七七年一月一日に創刊された『社会通信』は、この一〇年間、けつして「時代の流れ」に媚びず、一貫した主張と全国の活動家たちを激まし勇気づける活動指針を提起し続け、今日に至っています。

わたくしたちは、社会通信の創刊一〇周年をひとつの区切りとし、これを契機に党と総評の危機的状況をわたくしたちの手でうち破るための新たな出発点にしたいと考えています。同時に、『社会通信』が引き続き、一貫した主張と常に新鮮な視点で全国の活動家たちに鋭い問題提起と活動指針を打ち出し続けることをも期待したいと思えます。

以上の趣旨に沿って、標記シンポジウムとささやかなパーティーを開催致したく思います。読者、執筆陣の皆様方のご協力とご参加を心からお願ひ申し上げます。

日時は十一月七日（土）午後二時三〇分から。場所は日本教育会館九階だ。記念シンポジウムと記念パーティーを開いてくださるという。十年間ご愛読くださった仲間のご参加を心から期待したい。

（滝野 忠）

総評中央方針に強い批判

——全国地県評の方針、大会の特徴——

労戦「統一」問題は、総評大会が七月、「一九九〇年解散」を決めたため、主要な舞台は地県評、地区労の地域段階へと移った。総評大会後、八月から始まった地県評大会は、総評中央方針をめぐり激しい論議が展開されている。

地県評方針の主要な傾向は、(1)総評方針に強い批判を表明しているところ(長野、長崎、佐賀等)、(2)総評方針に消極的なところ(東京、神奈川、福岡等)、(3)総評方針にもとづき準備を開始するとしているところ(北海道、福島、埼玉、栃木、山梨、沖縄等)、(4)総評方針を具体化する方針を出しているところ(青森、秋田、岩手、群馬、四国ブロック等)、(5)総評方針から一歩も二歩もとび出しているところ(山形、富山、福井、石川、茨城、千葉、東海ブロック、大阪、兵庫、岡山、広島等)とわかれる。

なかでも千葉、三重、そして山形、富山、静岡の突出ぶりがめだつ。というのは、前二県評は一九八九年、一九八九―九〇年の統一ローカルセンター結成、後の三県は県評解散を打ち出しているからだ。第二の主要な傾向は、「労戦対策委」の設置が打ち出されていることだ。なかには労戦対策委をとびこえて、機構財政検討委に舞台が移っているところもある。

大会の主要な傾向は(1)方針案に強い批判がだされていること、(2)その結果、方針が修正されたところ(高知、兵庫、静岡)、(3)修正案の討議を決めたところ(山梨)、(4)大会が休会となつているところ(東京、鹿児島)、(5)大会が延期となつたところ(和歌山)といった状況だ。

方針案がそのまま採択された地県評でも神奈川がその典型だろうが「補強意見」(国労東京、全港湾関東地本横浜支部、神奈川ハイタク労組)、「意見」(高教組)、「意見書」(全造船関東地協、全国一般神奈川地連)、「一部修正」(全日自労、全国一般神奈川地本、全労働、全国税横浜支部、医療労連)が出されるといったように「大荒れ」の状況だ。

こうした動きを反映してか、総評中央の自信喪失も伝えられる。

総評がなくなることは、社会党の変質を加速化せずにはおかず、「社会党・総評」ブロックの解体につうずる。それは、日本国憲法、ひいては平和と民主主義の存立基盤を直撃する。自民党の動きは、「社会党・総評」ブロックの解体と相まって、ファシズムの危険すら指摘されるほどだ。

このようなとき、全国の地県評が(1)どのような方針を提起し、(2)論議がどう展開され、(3)どのような結論となつたかを知ることが、総評傘下労組の動向とも相まってきわめて重要だ。しかも、総評はその名のごとく「評議会」、全民労連のような「連合体」ではなく、独自性をもつ。とりわけ地県評にあっては、長野県評が指摘しているように「規約上の上下関係はもたず一定程度自主性をもって運動して」いるからである。

地県評、地区労には総評方針への批判はきわめて強い。今号は巻頭言にもあるように、本誌創刊十周年記念号となる。この号を地域労働運動特集号としたのは以上の理由にもとづくものである。

「店じまい」に一定の歯止め

——兵庫県評第三五回大会の報告——

労組大会のシーズンもそろそろ終盤である。今年の大会はどこでも労戦問題が大きな課題であった。去る九月一七、一八日に開かれた兵庫県総評（以下「県評」と記す）の第三五回定期大会も、労戦問題に塗りつぶされた感があった。例年はさほど面白くない県評大会であるが、今年は少し様変わりしていたので読者のみなさんに簡単に報告してみたい。

県評方針案の特徴

まず、県評の八七年度運動方針である。運動の基調は「全的統一にむけて」「大胆に積極的に歩を進める」という見出しに表われているように、労戦統一の今日までの経過を前提とした上で（問題点は一切問わない）「これを全的統一へ押し進めることが総評、県総評に課せられた任務である」としている。

この基調をうけた主要闘争課題の一〇に「労働戦線の全的統一と地方組織に向けての今年の取り組み」が提起されている。

その内容を要約すると——中央段階では全的統一の方針に対する意志統一がこの一年急速に進み、官公労、地域段階を含め総評内部の意志統一はほぼ整ったと判断される（ウソをつくのもいいかげんにしてもらいたい——筆者）中央における全的統一と並行して地方における統一を進めなければならないが、地方組織がどのようなものになるかは今後の討議にまたれることになる。従って、県評では労働戦線統一対策委員会を設置し、県評内討議のとりまとめと、他のローカルセンターとの折衝を行なう。できるだけ多くの課題が新しい「地方組織」でとりくめるよう努力するが、それが不可能なものは総評・中立等の組合で「兵庫県労働組合協議会」（仮称）を組織し進める。共闘組織はそれぞれ自立できる方向、方針を提起していく。役員、事務局・オルグは後補充せず、今後のあり方については人事委員会で方針を作り第一回評議員会（一二月）で決定する——というものである。県評の九〇年解散をめざした方針である。

少し話をもどるが、今年七月の総評第七七回定期大会は「労働戦線の全的統一によるナショナルセンター結成の目標を一九九〇年とする」との方針を可決し、総評自身の九〇年解散を決めた。

同時に「地方における統一は中央と同じく九〇年を目標とする」として「各地方で統一にむけて地方同盟など他の労働団体との協議を積極的に進めていく」ことを決定した。

それまで、労戦統一方針で足ぶみをしてきた各県評は、この中央方針をうけて今年の定期大会でせきを切ったように前述の兵庫県評方針と大同小異の提案を行なっている。

その中でも一歩前に出ているのが我が兵庫であるといわれているが、それは第一に、九〇年後の姿をより具体的に明示したことであり、第二には今年度から県評の店じまいに向けて事務局・オルグの削減（首切り）提案を打ち出したことにある。

県評大会提案のときには削除されていたが、大会初日の常任幹事会に提案された事務局・オルグの整備案には「九〇年までに全員退職する」「現在の退職金規定を変更する（金

がないので規定を改悪し退職金を削減する」というようなことが盛りこまれていたらしい。当然、多くの役員から「事前の討議もなくいきなり大会初日に提案では手続きに無理がある」「県評の労戦方針はこままで決めていない」「事務局・オルグと十分に協議してから提案せよ」などの反対・慎重論が出て、削除されたいが、第一回評議員会にどのような形で提案されるのか注目しておかねばなるまい。

以上のような県評方針は、事前の大家討議を全く行なっていない。常任幹事会ですら討議が充分保障されていないという声も聞いている。加盟組合に知らされたのは大会に先立つ評議員会（九月四日）が始めてである。大会まであと二週間もないという時点である。

各単産でも労戦論議は下部に浸透しているとは言いがたいのである。にもかかわらず、県評大会で唐突に「九〇年後の姿」が明示されこれに賛成せよと迫られた訳である。組合民主主義の否定である。同盟や全労協と全く同じやり方である。ここ数年の県評はすべてこのやり方を強行してきた。（昨年の知事選挙闘争方針はまだ我々の記憶に新しい）

方針案に二つの修正案

大会では労戦方針について二本の修正案が提出された。一つは毎年の統一労組懇の立場からのもの（兵高教組提案）であるが、もう一つは国労、全港灣、全林野、全農林、日赤労組、キッコーマン労組、園田学園教職組の共同提案になるものである。

要旨は①総評の九〇年解散は「五項目補強見解」「三つの問題点」が解決されておらず問題がある。②中央における労戦統一は総評の四原則・七方針に沿って、闘いの継承発展を明確にせよ。「進路と役割」は問題だ。③県段階の統一は全体の合意をえるなかで慎重に進めよ。「機構財政強化委員会」による中間報告（注）県評方針の背景となる考えをまとめた文書）は白紙にもどしてやり直せ、④労戦対策委は幅広く意見を聞ける構成とし、来年の大会に内容を報告すること、⑤見切り発車や「九〇年まで」という進め方はせず、十全な方針を確立した上で進め、連合の地方組織は作らせないこと、⑥全的統一まで県評機能の強化をはかりつつ対応せよ、というものであった。

主流派組合から、しかも単産（組）もの共同提案ということが幹事会をあわてさせたことは容易に想像できる。その内容も慎重に配慮され、多くの組合の賛同を得やすいものであった。（組合民主主義の尊重という点。総評運動の良き財産を継承発展させるといふこと等）。

国労・土井代議員による提案演説は真に全存在をかけて闘った者のみが成しえる迫力に満ちたものであったし、人間としての誠実さに貫かれていた。大会代議員の半数を超える支持があったと私は確信している。（四分の一の代議員を擁する自治労も代議員会議に修正案賛成を確認していた）

七単産（組）修正案はこれを抑えこもうという常任幹事会との舞台裏の折衝のなかで、「全的統一の阻害要因除去の課題は……達成されるよう努力する。」「総評大会の真柄答弁を含めた方針にしたがい、加盟単産の合意形成に努力する。」「重要問題は常任幹事会、単産代表者会議などで十分論議を経て、可能な限りの合意を得たうえ対処する」との常任幹事団見解が示され取り下げられた。原案には少なからず歯止めがかけられたといえる。

大会代議員のなかには「何故取り下げたのかよく分らない」「修正案の内容は本当に答弁に盛りこまれたのか」という声も聞かれた。

確かに人によって、修正案取り下げの評価は様々にあるだろう。今後、食うか食われるかの組織戦が熾烈になる時代では、一般的に階級的な立場を表明するだけでは何の意味も持たない。戦術面でも綿密な意志統一とそれをやり抜く体制づくりが不可欠となる。その意味での県評大会の総括は大いに深めるべきであろう。しかし、ここでは次の二点だけを指摘しておきたい。

第一点は、ここ数年、急激に右傾化と腐敗現象を強めてきた県評に対して、左派や良心的な人々が、明確に批判を開始したということである。それだけではない。それを許さないという行動に出たということも高く評価しなければならない。「旗」がたてられたのである。この「旗」をより高く、大きなものにしていく条件が（一部ではあるが）、みえてきたということであろう。

この点に関しては、県評大会前日に開催された「県総評の明日を考える会」主催による集会を紹介しておきたい。この集会は兵庫労研センターに結集する人々だけでなく、県総評をもっとまともな運動体に立て直すことを願う人々も参加し、約一五〇人の熱気あふれるものとなった。国労や日教組のみならず、鉄鋼など県評に加盟していない職場で少数ながら頑張っている活動家の報告も行なわれた。JCや同盟のなかで少数反対派の旗をにかけている人たちにとって、闘う総評、県評こそ心の拠り所であったはずである。県評大会を前にして、大会の成功を誓いあつた意味は大きい。

第二点は、にもかかわらず、今日の情勢からみて、我々の力はまだまだ小さいということである。修正案を可決させたとしても、次の事態に備える態勢づくりはまだ弱い。一人ひとりの活動家が「次の主役」を引きうける決意と準備を大胆に始めなければならない。岩井章氏が三〇代で、総評事務局局長を経験したように、兵庫県には三〇代、四〇代の左派活動家の層が形成されている。この中から第二、第三の岩井章（いや、ひよつとしてレニンが出現してもおかしくない）を生み出さねばファシズムは阻止できないのである。

「解体作業」に抗する力を

少々、力みがきたようなので話題を変える。ともあれ、県評大会では全ての議案を可決し、石井新議長による執行体制がスタートした。当面する八七春闘がどうなるのか、首切り、行革合理化の嵐にどう立ち向かうのか真偽が問われるのは我々も同じである。

とにかく県評、地区労の解体作業が急速に進行していくのは確実であり、これに対抗する「力」を作りあげねばならない。この「力」を作る源泉は大衆闘争である。地区労（行政区）レベルから反首切り、反行革闘争を具体的に築いていくことであり、当面、国鉄闘争の経験を活かしながら「一・二七集会」の大成にむけて全力をあげなければならない。この集会の成否は県評の今後にも影響を与えずにはおかないだろう。

その中で多くの労働組合に労働問題の本質を分り易く、具体的に訴えていかねばならないし、心ある役員・活動家の組織的結集を勝ちとっていく必要がある。県評大会での奮闘を活かす道はそれしかないと思う。

（兵庫通信第五号）

労戦統一と全国地県評の方針(一)

はじめに

総評第七七回定期大会は、全国の多くの県評、地区労の危惧の中で、一九九〇年の労働戦線の全的統一―総評解散を決定しました。この決定とともに、総評機能の縮小が進められ、地方事務所の閉鎖をはじめ、地域労働運動を支えている総評地方オルグの財政削除が具体化しています。

そして現在、この総評決定のなかで全国の地県評の大会が一部を除き終了しました。全国の地県評で(1)どういう方針が提起され、(2)どのような論議がおこなわれ、(3)どのような結論になったかを知ることが、総評労働運動の歴史と伝統を守るためにきわめて重要です。その第一弾として、全国の地県評を中心に、その運動方針案から労働戦線の統一にかんする部分を整理したのが、この資料集です。構成は一、総評の労戦統一方針、二、ナショナルセンターの方針、(全労連、同盟、中立労連)、三、全国地県評の運動方針要約、四、全国地県評方針の一覧表です。

当初は(2)と(3)もと考えていましたが、時間に追われ、目的を果たすことができませんでした。逐次、追加・補充し、完成した資料に近づけていきたいと考えています。

なお、宮城、新潟、山口、香川、の四地県評が時間の制約のために、また、和歌山、京都については大会が一月と二ヶ月といわれることもあり、集録できずに終わりました。したがって、四七地県評中四一県を集録していることをおことわりしておきます。

一 総評の労戦統一方針(単産県評代表者会議 八七・九・三〇―一〇・二)

1、経過

- (1) 総評大会(八七年七月) 一九九〇年に総評解散を決定
 (2) 「労働戦線統一懇談会」発足

① 準備会(八七・七・二)―労働四団体・全労協、事務局長・書記長会議確認事項
 イ、労働界全体の統一促進のため、今後も引き続き意見交換
 ロ、次回は八月一七日に会合

② 第一回「労戦統一懇談会(八・一七) 確認事項

イ、今後労働界全体の統一促進をめざし話し合いを行なう(労働界全体の統一) ロ、前項を受けて、地方における結集についても、中央の進展をみながら、進めてゆく(地方における結集) ハ、構成は労働四団体と全労協の書記長・事務局長。「連合」発足後のもち方についてはさらに検討 ニ、次回は九月二八日

(3) 全労協の運動方針について

① 「一九八九年までに労働界全体の統一」(「地方組織についても」労働界全体の統一を展望)として準備

② 運動課題 「運動面では、軍縮、核兵器廃絶、憲法擁護、非核三原則の厳守を運動

課題として提起」と評価
2、今後のとりくみ

(1) 団体間協議の促進

①官民統一のあり方 「官公労の連合加盟やいわゆる官民ブリッジの方式はとらず、民間と官公労の対等合併の方式をとる」(対等合併方式)

②地方における統一 「県レベルの統一地方組織の発足を中央と同じ一九九〇年を目標とする。この統一地方組織と連合の地方組織の関係については同時解決を基本としてのもぞむ」(一九九〇年 一段方式)

(2) 連合発足への対応

①連合加盟を決定した単産 連合会費の総評一部負担の財政措置を早急に確定

②役職員の派遣 一〇名を一〇月中旬をメドに

③総評運動のあり方 イ、共通する課題では連合との定期協議を提起し、可能な限り共闘を追求 ロ、平和運動などでは独自のとりくみ強化

④「地方組織準備会」の討議 単産(総評)出身議員と連携をとり、総評意思の反映につとめる

(3) 全的統一への準備

①統一ナショナルセンターに直ちに包含されない課題 イ、社会党との支持協力関係 ロ、平和運動などの国民運動 ハ、地方における統一実現までの地方組織指導 ニ、総評運動史作成などの残務整理作業

②四課題への対応 イ、「総評センター(仮称)」を設置―暫定的な機構 ロ、そのもとに (イ)「社会党を支持し強める会」対策部門、(ロ)平和センター、(ハ)地方対策部門、(ニ)残務整理部門をおく

③機構の具体的な姿を早急に明らかにする。今年度中に「強める会対策局」「平和センター(仮)準備室」を設置

④機構について 骨格 一月中旬、第一次案 八八年三月、第二次案 五月、最終決定 八八年大会

二 ナショナルセンターの労戦統一方針

I 全民労協(運動方針案―労働界の全体の統一について)

(1) 確認 第一一回全民労協代表者会議(九・二二)

(2) 方針

①「進路と役割」「運動領域と活動のあり方」を基本にとりくむ——一九八九年までに全体の統一を実現

「労働界全体の統一について、全民労協は、第四回総会(S六〇年一月一日)で「労戦線統一が一九八〇年代の労働運動の最大の課題であるとの認識に立ち、引き続き、一九八九年までに労働界全体の統一ができるよう努める」ことを決定した。また連合は、「進

路と役割」で「官公労働組合との相互理解を深めるとともに、これと協力し、労働界全体の統一、すなわち一国一ナショナルセンターの実現に努める」を明らかにし、さらに「運動領域と活動のあり方」でも「民間労働運動の強化・拡大に努めるとともに、官公労働運動との相互理解と信頼を深め、官公部門自らの統一の積極的な努力を求めつつ、労働界全体の統一をめざす」方向を示してきた。

したがって連合は以上の基本方針に立ち、「進路と役割」「運動領域と活動のあり方」を運動の基本として、労働界全体の統一に対応していく。その具体的な対策は、連合の新体制で明らかにしてゆく」

(3) 地方組織案

イ、「地方組織準備会（仮称）の構成 連合本部三名十加盟組織九名の二二名口、可能なかぎり地方組織代表の意見を聞く場を設ける

ハ、「地方組織準備会（仮称）」は連合結成後、発足。「準備会」の性格は中央執行委員会の諮問機関。「地方組織の確立」については中央委員会で決定。

付記 「連合が民間部門の全国的中央組織としての機能を発揮するためには、労働界全体の統一を展望し、連合組織に見合った現実的な地方組織を出来る限り速やかに組織することとし、地方組織を確立していくことを確認した」

II 同盟

（連合移行・友愛会議設立準備について―七・九）

(1) 同盟の解散決定と任務

① 同盟路線の「連合」への全面的継承 「同盟は、一月二二―二三日の第二三次全国大会で、同盟結成以来二三年のなかで培ってきた、民主的労働運動の成果を、『連合』へ全面的に継承するため、自らの組織を、発展的に解消することを決定した」

② 「友愛会議」の設立 「新しく発足する組織は、最初からすべてを完備しているものではなく、『連合』としてもその例外ではない。『連合』が真のナショナル・センターとしての機能を十分に発揮できるような体制の確立とその運動の補完に努めることが重要」

③ 任務 「日本における民主的労働運動が、『連合』の結成により、さらに大きく発展するための、不断の努力こそ重要であることを銘記」

(2) 友愛会議の設立と役割

① 設立 設立総会 一〇月二二日発足

② 構成 同盟が構成組織

③ 役割―三つの基本的役割

イ、特定活動項目（政策課題、運動課題、政治課題）についての連絡・調整推進のための協議 ロ、地方連合結成促進へ向けた地方組織活動推進の協議 ハ、同盟の清算業務の遂行

（注）また政治活動については「民社党と語る会（仮称）」を設立し、政治活動については「友愛会議政治部で継承」するとしている。

④ 事務局専従者 一〇名

⑤ 財政 一人月額一〇円十同盟から継承する連帯活動基金の利子収入

(3) **独立地方同盟（地方・地区同盟）対策**

① 同盟解散後、全地方同盟は独立地方同盟としてこんにちまでの運動を継承しつつ、地方連合結成にむけ取り組みを進める。

② 移行確認のため、地方同盟は九月末日～十一月一日の間に臨時大会（移行大会）を開催

③ 独立地方同盟は、統一した綱領・規約をもつ

④ 地方連合結成へのプロセス確認

友愛会議——地方友愛会議

独立同盟——（地方協議会）——地方連合——地区連合

⑤ 直加盟組合は、産別加盟促進を原則とする。

イ、八七年一月二〇日の連合結成までにその促進をはかる

ロ、上記までに困難な直加盟組合については、当該都道府県の地方連合結成までにその促進をはかる

ハ、上記内容で直加盟組合の産別加盟促進をはかるため (イ)直加盟組合と地方同盟間で、当該単組の所属すべき産別の確認方向づけを行う (ロ)促進オルグを計画的、持続的に実施 (ハ)促進助成の措置 (ニ)産別加盟促進が困難な直加盟組合が生じたときは、そのあり方について関係する組織と協議

Ⅲ 中立労連

(1) **中立労連の発展的解散と「中立労組連絡会」の設置**

① 解散 一月一九日 ② 「中立連絡会」の設置 一〇月二八日 ③ 「中立労組連絡会」の目的

イ、「連合」結成後の全的統一のための協力 ロ、「連合」の活動の充実に向けた加盟組織間の調整 ハ、組織事情により「連合」未加盟となる加盟組織との連携 ニ、「連合」の地方組織の整備

(2) **「中立労組連合会」の役割と任務**

① 役割 加盟組合間の連絡調整のための暫定的連絡調整機関。できるだけ早く解散する。② 任務

イ、「連合」未加盟組合への対策 「現在、中立労連加盟組合で『連合』加盟を決定していない組合は『中立労組連絡会』と連携しながら、中立労連の統一方針を基本として『連合』にできるだけ早い時期に加盟するよう組織討議を深め、組織体制の整備をはかる

ロ、「連合」の地方組織結成の推進、調整 「このため新たに設置する『中立労組連絡会』は従来同様に地方中連と連絡、提携していく。なお『連合』の地方組織対策を考慮しつつ、当分の間、地方中連助成金を交付」

ハ、政党との協力関係 「必要に応じ日本社会党を中心に野党との連携をはかる」

三 全国四一地区評の方針

全道労協

1、方針

- ① 従来からの「中小労働者、官公労働者も含む全的統一」「全道労協運動の継承・発展」の視点に立ち対応
- ② 総評第七七回大会で「全的統一」にむけての方針が決定された現実を直視し、北海道段階でも積極的に討議を開始
- ③ 討議にあたっては総評方針への対処も含め、北海道段階における「全的統一」にむけての論点・問題点を浮き彫りにして討議
- ④ 討議のために全道労協内に「労戦統一対策委員会（仮称）」を設ける。また、この委員会に官公労、民間及び地域あるいは課題に応じて小委員会を設ける。
- ⑤ 地域の統一組織は、①から④の基本にたつて対応することとし、この組織が確立されるまでの間は、労働三団体の共闘を促進する。
- ⑥ 「全的統一」にむけて、労働三団体間の話し合いを促進するとともに「全民労協北海道ブロック連絡会」に傘下の各組合との話し合いをも密にし、意志の疎通をはかる。

青森県労会議

1、基調

「整理された総評本部態度を受け入れ、また賛成多数で決定された総評方針を尊重し、すすめる。」

2、方針 「労働戦線統一」問題に対する県労見解と今後のすすめ方について」

- (1) 基本的態度 「各組合とも、これまでの県内運動をより発展させていく立場を堅持」
- (2) 官公労の統一 「県労としてもその環境づくりに努める―関係組合間の話し合いの場など」
- (3) 手順 「重要な段階で随時決議機関を開催」
- (4) 団体間協議 「県労側としてあくまでも『誠心誠意』を貫く」
- (5) 今後のすすめ方
 - ① 目標 一九九〇年
 - ② 他団体との協議機関の設置を働きかけ協議を開始
 - ③ 地方労、地区労段階の統一 県段階においても大枠について一定の方向が出た時期から、地方においても統一のための準備機関を設置。県段階と同時発車。
 - ④ 不一致点 全県的に継承できる新たな「共闘組織」を一九九〇年までに組織
 - ⑤ 社会党との運動 新たな協力組織を一九九〇年までに組織
 - ⑥ 全的統一組織への加盟 産別加盟を基本。産別加入への指導強化。どうしても産別加入できない時は、例えば地域民間労連や地域合同労組を組織
 - ⑦ 会費 団体間協議で円満に解決
 - ⑧ 専従者 新しい運動機構の各レベルで運動に携わることを中心に、県労・単産が保障

- ⑨ 専従者の退職 一九九〇年として退職金の計算
- ⑩ 方法 一段階方式
- ⑪ 「労戦対策委」(仮)を設置 全的統一の促進をはかる

秋田県労

- 1、方針(組織強化、拡大と労働戦線統一への積極的対応)
 - (1) 総評方針を推進 「これまでの経過と現状をふまえ、労働戦線統一対策委員会を継続し、次のことをすすめ、来年度定期大会までに骨格をまとめる」
 - ① 労戦統一のビジョンをつくる
 - ② 加盟組合との合意形成
 - ③ 関係他団体との折衝、懇談会又は準備会の設置にあたる
 - ④ 全県労協連合体移行についての連携強化体制をつくる

岩手県労

- 1、具体的作業の段階 「労働戦線の岩手県における全的統一への取り組みは、現実的課題として検討し、具体的作業に入る段階に入った」
 - ① 組織 岩手県労連労働戦線統一対策委員会の発足と一定の基本方向(県労連第七三回評議員会六・二三)
 - ② 岩手県内における労働戦線の基本構想はどうか、具体的検討に入り、関連する諸問題の対策に取り組む
- 2、労戦問題の進め方
 - ① 労戦対策委の検討と対策の作業を経て、幹事会、単組代表者会議、地区労代表者会議、三共闘(民間、公務員、公労協)代表者会議などで協議
 - ② 決定すべき事項については、評議員会並びに大会でとりあつかっていく
- 3、県労連の基本方針
 - ① 県内の統一時期 一九九〇年を目標
 - ② 「岩手県労働戦線統一準備会(仮称)」の設置と参加を労働四団体関係組合、その他の労働団体に呼びかけできるだけ早い時期での結成をめざす
 - ③ 県内すべての中小労組の結集を前提とし、産業別組織未加盟の中小労組については、総評に加盟している産業別組織への積極的加盟を呼びかける
 - ④ 「労戦対策委」の機能と役割 県労連内組織の対策と幹事会への答申、執行の責任は幹事会
- 4、「労戦対策委」の設置についての整理
 - ① 名称 岩手県労連労働戦線統一対策委員会(略称 労戦対策委員会)
 - ② 目的 諸課題の検討と議長への報告。県労連内の関係団体と協議
 - ③ 構成 イ、県労連四役(副三、事務局長一、事務局次長一) 五名 ロ、県労連専門部長 五名 ハ、各共闘代表(公務員一、公労協一、民間二) 四名 ニ、地区労代表 若干名 ホ、事務局員 若干名
 - ④ 運営と任務 イ、県労連議長の諮問機能的役割
 - ⑤ 設置期間 開始 一九八七年八月七日。終了 必要な期間まで
- 5、全県労協の連合移行への対応

① 県労連は、岩手における連合の地方組織が、これまでのローカルセンターとの併存とならないように対応

山形県労評

1、総括―労働戦線統一への対応

① 「労戦対策委」を設置し、全県労協加盟単産代表者会議、官公労統一問題懇談会開き対応
積極的に統一対応することが大きな課題

2、労働戦線統一推進と労働団体間の共闘・提携強化

(1) 労働戦線の推進 「県内労働戦線統一実現のため、積極的に対応」

① 県労評「長期路線の将来方向」

イ、基本的対応 「総評方針を支持し、県内対応をすすめる」

ロ、統一実現の目標 一九九〇年

ハ、ローカルセンターの姿 (イ)県労評の綱領、運動課題を最大限引き継ぐよう努力
(ロ)不一致点については組織的措置(平和センター)を実施

ニ、団体間協議 「全的統一準備会」の発足を提起―地方同盟、新産別地協、電機地協。具体的方針は「労戦対策委」で対応

ホ、解消 全的統一が実現した段階

② 長期路線の具体的対応

イ、組織的措置(平和センター)の具体化 本年一二月末までに最終答申を要請

ロ、具体的措置の機関決定 八八年二月の定例幹事会に提案

③ 県労評・地区労専従者の雇用保障
(2) 労働団体間の共闘・提携強化

①八八年県内統一メーデーの実現 ②課題別共闘の強化 ③労働者福祉事業団体の活動提携 ④労働団体代表の連絡強化、「労働団体代表連絡会」設置を働きかけ ⑤単産・地区労・職場との意志疎通

福島県労協

1、方針

(1) 基本 総評方針にもとづいて始動 「(中央方針との)係りにおいて県労協三五年の運動経過からの尊い財産を継承発展させる立場を堅持しながら、県内統一ナショナルセンターを展望して始動する」

必要なこと ①共通課題での共同行動 ②労組、団体の意見交換 ③相互互譲
(2) 県労協のすすめ方

① 基本的対応 総評方針をふまえる

② 実現目標 一九九〇年を目標

③ 直加盟組合など中小労組の結集

④ 「労戦対策委員会」の設置 県労協内の意志統一

⑤ 他団体との協議 他の労働団体関係組合によびかけ、福島県における統一ローカルセンターのあり方について検討

(3) 幹事会に「労働戦線対策委」(仮称)を設置 すべての問題について検討と対策を行う

関東ブロック労働戦線統一への対応

- (1) 総評方針をうけ、各県においても一九九〇年を目標に、県内の全統一の実現に努力する。
- (2) 県内の全統一の統一を実現するため、早期に他団体との協議機関（準備会または懇談会）の設置を呼びかけ、協議を開始する。
- (3) 県内全統一の「一段方式」で対応する。
- (4) 各県の全統一の統一が実現しても統一対応が困難と想定される、反戦、平和問題、選挙闘争などの課題については、運動が継承できる新たな「共闘組織」を一九九〇年までに設置する。
- (5) 地区労段階の統一については、当面、地区労代表との協議を深め、県レベルの協議の進展を見て対応する。
- (6) 県評および地区労への直括加入組合の扱いについては、全国産別に積極的に加入させる指導を強化する。
会費などの理由で産別整理ができない組合は、地区中小労連、地域合同労組などを組織し対応する。
- (7) 専従者（県評・地区労）の雇用保障 新たな運動機構の各レベルで引き続き運動に携わることを基本に、県評、単産が保障。中央単産の強力な指導を求め、とくに総評地方オクルグの扱い（退職金）については、総評本部と協議。
- (8) 財政 シワ寄せがでないよう単産に働きかけ、新たな「共闘組織」（平和センターなど）の財政問題は、現行の県評会費と統一ローカルセンターの差額を充当できるよう、関係単産に働きかけ。

東京地評

- 1、労働戦線は……「あらゆる労働組合にとつての現実的課題となって推移」
- 2、前年度方針 「築きあげてきた地域労働運動とその組織を継承し、新しい時代に対応して創造的に発展させることを前提とし、全統一のめざす」
- 3、対応 「労働戦線に関する総評方針については、官民間・単産間の理解に差異があることに留意し、東京地評における労働戦線問題の論議を行うため、討議案を作成し、次年度大会まで機関討議を行います。また、一月の「連合」発足にあたっては戦線統一対策委員会を存続させ、当面派生する諸問題については組織的に対応

群馬地評

- 1、基本 総評方針にもとづき積極的に推進
- 2、地方組織について
 - (1) すべての単産、地協が総評方針にもとづき統一対応
 - (2) 地域における統一の条件 地域共闘の態勢づくりが重要。共闘の積み重ねを重視する。
- (3) 労働戦線統一の前提 労働団体間の共闘と交流の拡大と協議。県内各労働団体に協議をよびかけ「地方組織準備会」（仮称）を設定。話し合いをすすめる。
- 3、群馬地評労働戦線対策委員会の機能強化をはかり、とりくみを強化する。

- (1) 地評内の各級機関会議による意志統一
- (2) 中小単産、産別未加盟労組の組織整備
- (3) 財政対応

茨城県労連

1、基調——労働戦線の全的統一をめざす

「県労連も中央方針にあわせ、今年を県内労働戦線の統一センター結成への出発の年として準備をすすめる」

2、課題——労働戦線の統一にむけて

- (1) 基本認識 「労戦統一はさけてとれない問題」
- (2) 基本方針 ① 今年度はスタートの年 諸準備に入る ② 目標 統一センター設立は一九九〇年
- (3) 具体的方針 イ、県労連内に「労戦統一対策特別委」を設置。 課題の検討。ロ、「労戦統一準備会」または「懇談会」設置を同盟、他労組によびかけハ、方法 一段階方式ニ、検討課題 (イ) 加盟方式、機構、財政、規約、綱領、人事 etc (ロ) 不一致点(ハ) 雇用ホ、連帯、共闘、共同行動の拡大

栃木県労会議

1、全的統一の目標を一九九〇年とします。

- ① 県内における全的統一の目標を一九九〇年とします。
 - ② 労戦統一は、民間先行を行わず、一段方式による同時発足に努力する。
 - ③ 統一にあたっては選別に反対し、すべての組合に門戸を開放する立場を堅持します。
 - ④ 労戦統一全般については「対策委員会」の討議を基本とし、他労働団体との協議は、これをふまえ団体間協議とします。
 - ⑤ 全的統一にむけて、中央一七単産以外の県内産別、官公労は、機関討議を進めます。
 - ⑥ 単独単組も県内における地方組織加盟を指向し、産別加盟の機関討議を進めます。
- 地方組織の全的統一実現にむけて県労は、中連に対し共通課題の実現にむけて共同行動、共闘を積極的に提起し、統一への環境づくりに全力をつくすこととします。

2、統一後のあるべき姿を

- ① 総評の財産の継承 「県労運動が、これまでに築きあげてきた良き財産を、全的統一達成後も継承していかななくてはなりません。しかし、必ずしも運動領域をカバーしえない課題が残されます。政党支持、平和闘争、政策などの課題です。『平和センター』的組織など課題別の機構を残すことの是非を含め、検討します。」
- ② 専従者 「専従役職員の雇用については、県労全体で保障に努めます。」
- ③ 地区労存統を前提に検討 「地区労組織については独自地区労となるか、現在の県労と地区労との関係に準ずるのか、全的統一の地方組織（ローカルセンター）の下部組織または、これに準ずるかなど地区労のあるべき姿については、地区労存統を前提に検討することとします。」

埼玉県労評

1、運動の基調

県労評は、総評方針にもとづき労働戦線の全的統一を進めます。ローカルセンター発足の時期は、中央と同じく一九九〇年を目標とする。

2、運動の具体化

- (1) 組織内部の意志統一を重視し、「労働統一対策委員会」を設置し対応を進めます。
- (2) 畑革新県政の継承発展を中心に、共通する課題での共同行動。

千葉県労連

1、社会党にも労働再編を強要

① 社会党内の一部には未だに労働統一に反対する意見があり、再び今までのような事態の再演が考えられる。

② 日本社会党として全労協の方針を支持し、これとの協力関係を持つとの方針が明らかになっている以上、千葉県本部としてもこの方針に従うべき。

2、基調

(1) 県内労働戦線の全的統一にむけた県労連の任務 ① 総評が一九九〇年全的統一の方針を確立した今日では地方の課題 ② 県労連は労働統一後の新しい時代に継承していくことを基本に次の時代にふさわしい運動をつくりあげていく。

(2) 次の時代に継承する運動——護憲、春闘、雇用、組合民主主義、中小・地域の運動

(3) 新しい課題へのとりくみ ① 新しい時代に即した構想

- 3、各論——労働戦線の統一と組織強化・地域運動の推進
- (1) 県内労働運動の全的統一実現に向けて
 - ① 総評方針の地域での任務は県労連が担う
 - ② 次の方法で従来の「全的統一」という方針から大きくふみだし、具体的なプロセスと日程を提起

イ、全的統一の実現

(イ)、目標 一九八九年、一段方式
(ロ)、方法 選別は排除するが、中央段階に於ける「右寄り再編」や労働統一に基本的に反対する論議をふたたびむし返すことはさけるようにする

(イ)、進め方 「常任幹事会」「統一対策委」(仮称)を設置。ここの討論をふまえ団体間協議を開始

(ニ)、機関討議の開始 官公労、中央一七単産以外の県内産別

(ホ)、統一への環境づくりの全力をあげる 単独単組も県内における全的統一後のローカルセンター加盟にむけた討議を進める。

ロ、全的統一後のあるべき姿

(イ)、不一致点について 「平和センター」的機能をつくることのは是非をふくめ、さらに検討

(ロ)、専従役員、職員 雇用は県労連全体で保障、全的統一を展望したオルグ制度の見直し

(イ)、地区労 地区労存続を前提に検討。その考え方は①独自地区労 ②現在の関係

に準ずる ③ローカルセンターの下部組織またはこれに準ずる組織

山梨県労連

1、基本認識

- (1) 総評方針は、全国各地県評の強い要望
- (2) 地域は県労連の任務 「県労連は、この基本に沿い、三年後を展望しつつ、できる限り早い時点で各労組、地区労のコンセンサスを統合してその実現をめざす」

2、全的統一の実現

- (1) 県内の全的統一の目標は一九九〇年ごろ
- (2) 方式 一段方式による同時発足
- (3) 選別排除、門戸開放
- (4) 方向のあり方 「県労連労戦統一方向委員会」の討議を基本に、他労働団体と協議機関討議の推進 官公労、中央一七単産以外の県内労組
- (5) 地区労対策 「方向委員会」を経て、県労連方針で明確に提起。そのために地区労との協議に入る。
- (7) 地方組織の全的統一への環境づくりに全力を傾注

3、統一後の課題

- (1) 県労連運動の財産の継承 不一致点については「平和センター」組織による闘いを検討
- (2) 専従者 県労連の責任において保障するよう全労組の協力を求める

神奈川県評

1、基調——労戦統一へ向かう基本姿勢

- ① 総評方針にもとづき各扱機関、単産代表者会議等で、地域における統一ローカルセンターづくりについて意見集約をはかる。
- ② その上で、地方同盟、電機地協、新産別地協と県域における統一組織づくりにむけて、具体的協議に入るため代表者会議、事務局連絡会議等を設けるよう提起

2、各論——労働戦線統一の推進

- ① ローカルセンターづくり 中央における全的統一準備会の合意事項を基本とする。
- ③ 目標 一九九〇年 一段階方式
- ④ 「労戦統一対策委」の設置
- ⑤ 統一ローカルセンターについて 「県評運動のあり方、組織、機構、財政については、八八年大会に成案を提出」
- ⑥ 全的統一後の対応 地区労との協議をブロック別に進める
- ⑦ 財政措置の実施

長野県評

1、基調——労働戦線統一運動

「県評は総評の地方組織ですが、規約上の上下関係は持たず一定程度自主性をもって運動しております。それは県下にあつて唯一のローカルセンターをめざす歴史が示すものです。」「総評方針を参考として関係単産の協力を得つつ、次により進めます。」

- ① 「労戦統一対策委」の設置 構成 各共闘二―三名 県評三役 幹事会の諮問機関
 - ② 長野県的な統一を要求する立場から行動 「地方組織設置問題(準)」の性格
 - ③ 全的統一達成までは軸足を県評、地区評におくよう(全民労協加盟組合に)求める
 - ④ 団体間協議 「労戦対策委」で論議し、幹事会の判断で決める
 - ⑤ 方針の実現をめざし積極的に行動
- 2、九・二一 県評幹事会決定
- ① 基本認識 「県評方針を土台とする取りくみが基本」「今なぜ統一か、と様々な危惧は当然あるが、現にうずまく論議と運動の中で座して保守する姿勢でなく、積極行動して勢力を拡大する方向を選ぶ立場から、労戦運動に対応」

② 方針

- イ、総評方針を参考とし、長野県的全的統一にとりくむこと、そのために積極的に行動
- ロ、労働戦線の全的統一の実現をめざす
- ハ、全長野県下労働者、組合に門戸開放
- ニ、「全的統一準備会あるいは懇談会」の設置 団体間協議の場づくり
- ホ、官・民・地区評、幹事会が意志統一
- ヘ、従来の運動を継承 専従者を抱えていくことをめざすのは当然
- ト、新しい統一組織は産別加入が原則
- テ、財政、専従者 県評・全単産の責任
- リ、第二組合 問題の決着を団体間協議の前提としない

静岡県評

1、基本姿勢

「県評第一四回大会では、先の総評大会で決定した『一九九〇年を目標に全的統一をもつて総評を解散する』という方針をうけて『一九九〇年をメドに地方における全的統一を達成して県評も発展的に解散する』という提案を行います。」

- (1) 最大の課題は労戦の統一、県評の全組織をあげて積極的に推進
- (2) 官公労、未加盟単産を包含した全的統一に発展させる

(3) 総・県評の財産(春闘、中労組対策、護憲・平和・地区運動)の継承発展

2、必要性

- (1) 賃金・労働条件
- (2) 制度・政策
- (3) 未組織の組織化
- (4) 官民分の克服
- (5) 平和と民主主義

3、全的統一の実現のために

- (1) 昨年方針 「地方組織については、中央の動向を重視しながら慎重に対処。」「全民労協加盟組合連絡会」はすでに設置
- (2) 五項目 一定の整理がはかられた
- (3) 目標 一九九〇年
- (4) 門戸開放
- (5) 地方同盟、県中連、新産別などと協議、共闘の積極的推進
- (6) 地区労組織のあり方 中央の「地域小委員会」などの討議を重視しつつ対応
- (7) 不一致点 運動を継承する措置
- (8) 専従者 責任は県評・単産

4、連合組織への対応と今後のすすめ方

- (1) 「県評労戦統一対策委」(仮)を設置
- (2) 「全民労協加盟組合連絡会」は存続
- (3) 加盟人員は結論がでるまで原則として維持
- (4) 地区労運動 「労戦対策委」で検討